

第 19 回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和7年10月9日(木) 午後1時30分から

○ 議 題

1 陳 情

- (1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

2 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
(2) 令和7年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価について〔継続審議〕

3 報 告

(1) 教育長報告

- | | |
|--|---------|
| ① 令和7年第三回練馬区議会定例会における一般質問要旨について | (資料1) |
| ② 専決処分の報告について | (資料2) |
| ③ 練馬区ねりっこクラブおよび練馬区立学童クラブ運営業務委託事業者の決定について | (資料3) |
| ④ 中村橋区民センターの運営再開について | (参考資料1) |
| ⑤ 練馬区立保育所運営業務委託事業者の決定等について | (資料4) |
| ⑥ 令和7年度練馬子ども議会の開催結果について | (資料5) |
| ⑦ その他 | |

令和 7 年 10 月 9 日
教育振興部教育総務課

令和 7 年第三回練馬区議会定例会 一般質問要旨【教育委員会関係】

◆ 不登校対策について

【質問】

- (1) 区は、不登校児童の新たな取組として、メタバース(仮想空間)によるアバターを介した教室を実施している。現在のメタバース教室の利用状況について伺う。
- (2) この夏に視察した愛媛県のメタバース上の学びの場では、午前と午後 1 コマ目にスタートタイムという時間を設けており、サポーターが 10 分程度の話を行い、子どもたちは、話の途中でチャットを通じてリアクションを送り、話が終わった後には感想を述べたり質問をしたりして交流を深めていた。人の話を聞くことで興味や関心を広げ、感想や質問を交わすことで子どもたち同士の交流も深まり、自分のことを話す機会になるそうである。

自主学習の時間には、小学校各学年の 4 教科と中学校各学年の 5 教科の教材が用意され、中にはゲーム会社と連携した桃太郎電鉄教育版による特産品やランドマークなどの地理情報を学ぶ教材などもあり、楽しく一緒に学んでいるそうである。

区のメタバース教室でもこのような取組をされることを要望する。今後の展開とあわせ、区の所見を伺う。

- (3) 区では、令和 5 年度から小中学校 20 校で校内別室登校を実施している。増加している不登校児童生徒のためにも、実施回数と時間の拡充を要望する。また、別室登校では、教員免許を持たない校内別室指導員による見守り支援が中心であると伺っている。学習面に対する質の向上・充実のためにも、現役大学生のボランティアにお手伝いいただくことを提案する。あわせて区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 現在、学校教育支援センター光が丘と石神井台のトライ・フリーマインドに登録している児童生徒を対象に、週 3 日試行開催している。7 月末時点で登録者数は 53 人、延べ利用者数は 172 人となっている。
- (2) メタバース空間には常に複数名の支援員を配置し、児童生徒との日常的な会話や、悩み相談、学習支援を行うほか、チャット機能を活用した児童生徒同士の交流活動なども実施している。また、他自治体の事例にあるようなゲームの要素を取り入れた魅力的な教材ソフト等も用意しており、好意的な評価を頂いている。

来年度の本格実施に向け、これまでの利用実績や保護者・利用者からの声を踏まえ、効果的な活動・イベントプログラムや、利用にあたっての適切なルール等を検

討し、より充実した内容となるよう取り組んでいく。

- (3) 登校しづらい児童生徒が、校内で安心して過ごせる居場所を確保するため、今年度から、全小中学校への校内別室支援員の配置を進めている。児童生徒は自分のペースで自主学習や読書などに取り組んでいる。支援員は、信頼関係を築き見守り支援ができる方を各校で任用している。

一学期終了後、各学校の実施状況等について調査を行った。別室を抛り所に登校できるようになったり、教室に向かうことができた児童生徒がいる、などの報告も上がっている。今後、調査結果を分析し、実施日数等も含め、より適切な支援を行えるよう検討していく。

現在、大学生が支援員を担っている学校もあるが、他の支援員と同様に見守りの役割を中心に担って頂いている。児童生徒が学習面で困っていることなどを把握した際には、随時教員と共有し、学習面の支援の充実にも努めている。

◆ 不登校児童生徒の健康診断について

【質問】

- (1) 不登校を理由に、長年にわたって学校の定期健康診断を受けられない子ども達がいる。複数年にわたり健康診断を受けられていない子どもを把握するとともに、区の会場で振替健診を実施し、受診料は区負担とすべきである。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 各学校では、健診を受けていない児童生徒の状況を個々に把握しており、保護者に対して、継続的に受診を促している。不登校の児童生徒に対しては、学校での健診日時を別に設けるなどの配慮を行うほか、学校医が勤務するクリニック等において、毎年4月から6月末までの期間、無料で健診が受けられる体制を整えている。

区は、児童生徒への健診受診の機会確保に努めており、現時点で、区が期間外の費用を負担したり、出張検診等を実施する考えはない。今後も一人ひとりの状況に配慮しながら、受診率の向上に向けて取り組んでいく。

◆ 教育について1

【質問】

- (1) これまで小中学校の校長と懇談する機会があったが、中でも、気になった課題が不登校の問題である。不登校の定義と、教育委員会が把握している不登校児童生徒数、5年間の推移および傾向を伺う。
- (2) 校長によっては、当該の子供が顔を出しやすい場所で近況などを聞いて、少して

も家だけの生活でなく外の空気を共有して何らかの糸口を探していると聞いた。教育委員会として、この課題をどのように捉えて対応策を講じているか、また、個々の教職員にどのように指導しているのか伺う。

- (3) 先月1日、全国紙の一面に「再考デジタル教科書 広がる懸念」という特集記事が掲載された。紙の教科書を中心に国際的にトップレベルを維持してきた日本の教育が変化に直面しているとのことである。記事では、人の話す内容への理解力や集中力を高める「指さし確認」、重要な事や疑問は鉛筆ですぐに書き込み、板書する教員の速さにあわせて書く「共書き」などが紹介されている。このような紙の教科書を使った指導法を徹底すると、子供が授業に集中し、積極的に発言するようになったとのことである。誰もが使いやすい紙の教科書と鉛筆、ノートによる学びの必要性を再評価すべきと思うが、区の所見を伺う。

- (4) 文科省が実施した令和6年度の「全国学力・学習状況調査の経年変化分析調査」によると、小中学生の学力に大幅な低下が生じており、コロナ禍による臨時休校やスマートフォンの長時間利用が、学力に影響した可能性があるとのことである。

また、本年度の全国学力テストの結果では、「自らの考えを根拠に示して書く力」に課題があると指摘され、同時に行われたアンケートでは、授業時間以外の勉強が減じ、中学3年生においては、「全く読書をしない」生徒が4割を超えた。

以上の事柄を、教育委員会はどのように評価しているのか伺う。

【答弁】

- (1) 国は、年間30日以上欠席している児童生徒を不登校と定義している。区内の不登校児童生徒数は、平成30年度の698人から、令和5年度には1648人となり、この5年間で約2.4倍に増加している。現在も増加傾向は続いており、国等の分析では、コロナ禍における児童生徒の登校意欲の低下傾向が未だ継続しているほか、令和元年度に国が示した、「登校するという結果のみを目標としない」という考え方が学校や保護者に浸透してきたことなどが挙げられている。
- (2) 一人一人の状況は異なっており、教育委員会では、区独自の支援員を全校に配置し校内の居場所を確保するほか、トライ、フリーマインド事業、校外の居場所支援事業など、継続した多様な支援に取り組んでいる。教員に対しては、実際の事例に基づくグループワークや、保護者や児童生徒との接し方を学ぶ研修等を行い、対応力の向上を図っている。
- (3) 現在、各学校では、紙の教科書やノート、鉛筆等を使用した学習を中心に授業を行っている。文字を直接書くことで、集中力を高め、書く力や記憶の定着を促すと言われている。一方、英語や算数・数学などの一部の教科では紙の教科書と併用してデジタル教科書を導入している。動画を視聴したり、音声による補足説明を聞く

ことで、学習効果が高まったという報告も受けている。国は今後、デジタル教科書を拡充する方向性を示しているが、引き続き、紙、デジタル双方の利点を効果的に活用し、教育の質の向上に努めていく。

- (4) 令和6年度に文科省が実施した調査では、児童生徒の読書時間や家庭での学習時間は減少しており、その要因として、スマートフォンやゲームなどの時間の増加が挙げられている。各学校では、利用時間の上限を定めた「SNS練馬区ルール」を活用し、保護者と連携した取組を進めている。また、朝読書の促進や学校図書館の有効活用などに取り組むほか、問題解決的な学習や話し合い活動を取り入れた授業を行い、読解力や表現力等の育成に努めている。今後も学力向上と健全な生活習慣の形成の両立に取り組んでいく。

◆ 教育について2

【質問】

- (1) さいたま市では、大胆な英語授業時間の確保、小中一貫の独自カリキュラム、グローバルスタディの導入など、英語教育に力を入れており、2025年6月の文科省発表の調査において、中学生の英語力が6年連続全国1位となったとのことである。練馬区では、英語教育にどのような取組を行っているか伺う。
- (2) 学校校則の見直しについては、前回の一般質問でも取り上げた。この時の答弁では、区では、毎年各校から提出された校則を確認し、見直しの検討を指導しているため、「校則見直しガイドライン」を制定する予定はないとのことであった。ほぼ1年が経ち、ある中学校の校則を確認したが、服装規定は全く変わっていなかった。改めて、区に対し校則見直しガイドラインの制定を要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 区では、グローバル社会をたくましく生き抜く資質・能力をもった子どもたちの育成を目指し、英語教育の充実に取り組んでいる。
- 小学校は全ての授業に、中学校は週1回の授業にALTを派遣しているほか、小学校6年生での英語4技能検定、中学校1年生でのイングリッシュキャンプ、中学校2, 3年生を対象とした英検検定料の補助など、区独自の取組を行っている。
- こうした取組の結果、本区の英検3級相当以上の英語力を持つ生徒の割合は、72.1%となっており、国平均の52.4%、都平均の61.8%を大きく上回っている。
- (2) 教育委員会では、各学校に対して、毎年、校則の提出を求め、その内容を確認している。校則の内容は、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況に応じて見直す

必要があるため、児童生徒や保護者等の学校関係者の意見を聴取した上で、継続的に見直しを行うよう助言指導している。

国が策定した、生徒指導に関する学校、教職員向けの基本書となる「生徒指導提要」において、校則の見直しの考え方、手順、取組事例等が具体的に示されている。各学校は提要に基づき、適宜、見直しを進めており、あらためて区のガイドラインを作成する考えはない。

◆ 特別支援教育について 1

【質問】

- (1) 区内の小中学校では、知的障害の子供への固定学級や難聴・弱視・言語障害等の通級学級はあるが、自閉症・情緒固定学級はまだ設置されていない。都内で既に設置されている自治体もあり、本区でも早急に必要と考える。区は改築した学校から導入していくとのことだが、既存校への設置を望む声が寄せられている。現状を把握し、検討を要望する。区の考えを伺う。

【答弁】

- (1) 新たに自閉症・情緒障害の固定学級を設置するには、4教室程度のスペースが必要と見込んでいる。現在、既存校には余裕がなく、学校の改築にあわせて設置することとしているが、少しでも早く設置できるよう、改築中の仮設校舎での開設も含めて検討している。また、今後の児童生徒数の動向により、既存校に十分な空き教室が生じる際には、学級設置の可能性について検討していく。

◆ 特別支援教育について 2

【質問】

- (1) 本年3月に区が策定した「練馬区特別支援教育実施方針」においては、新規事業として、情緒障害の固定学級の新設を検討するとしている。本件に係る課題認識と、今後の情緒障害固定学級の方向性について、区の所見を伺う。
- (2) 実施方針では、知的固定学級を令和9年に小学校1校、翌10年に中学校1校を増設することが示された。学校改築のペースや中学校の35人学級化、対象児童生徒や就学相談の増を見越して、令和11年度以降、どのような展望を持っているのか伺う。
- (3) 教員・支援員不足も課題である。教員や支援員の欠勤・産育休の代替、児童生徒の教室からの飛び出し、校内徘徊、救護対応などイレギュラーな事態に陥ると途端に人手不足に陥る実態がある。

障害についての知識の蓄積、教育・指導する際の専門スキルの共有と向上をしな

がら、毎日の指導体制をどう担保していくのか、区の所見を伺う。また、専門家を巡回で配置することにより、より適切な教育・指導ができるようになると思うが、この提案への区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 本年3月に策定した「練馬区特別支援教育実施方針」では、現在の特別支援教室での指導では改善が難しい、情緒面で課題がある児童生徒に対応するため、新たに自閉症・情緒障害固定学級を設置することとしている。

一人ひとりの障害特性に応じた就学先を選択できるようになり、より適切な支援に繋がるとともに、児童生徒の状況に応じて固定学級から特別支援教室に転学するなど、柔軟な支援も可能になると考えている。

- (2) 知的固定学級については、令和9年度に1校、令和10年度に1校、新たに設置することとしている。学級の増設により、当面見込まれている需要増に対応できるほか、地域バランスや通学距離等の一定の改善が図られる。令和11年度以降については、今後の児童生徒数や相談件数等の推移を見ながら、検討していく。

- (3) 特別支援教育の充実のためには、専門性の高い教員の確保・育成が不可欠である。都に対しては、引き続き、適切な人員配置を求めていく。学校生活支援員の人材確保についても、短時間勤務の採用や募集回数を増やすなどの対策を継続的に実施していく。

特別支援学級等の教員に対しては、専門家による継続的な研修を実施していく。また、支援員に対しては、障害特性に関する研修や実践的な研修などにより、障害理解の促進を図っている。児童生徒の指導計画等について、担任教諭と支援員が密に情報共有を図り、個々の状況に応じた支援体制を整えていく。

個々の児童生徒の指導計画を検討するために各学校に設置している校内委員会には、特別支援教室の巡回指導教員や心理士等が参加している。このほか、心理士や大学教授などを学校に招聘し、教員が講習や指導の助言を受けることができる専門家指導等を既に実施している。

特別な支援が必要な児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な対応ができるよう、特別支援教育実施方針に基づき、着実に取り組んでいく。

◆ 障害のある児童生徒への合理的配慮について

【質問】

- (1) 区内のある中学校で、障害のある生徒への通知表において、全教科に斜線が引かれた上で、一言だけ「評価不能」と記載されていた。受け取った保護者は「あなた

の子どもはこの学校にいないべきではないと、存在を否定されている気がした」と訴えている。学習指導要領に基づく学習評価では、他者との比較ではなく、一人ひとりの良い点や可能性、どれだけ成長したかという視点を基本にするよう求めている。本件についての区の見解を伺う。

- (2) こうしたことを繰り返さないためにも、管理職を対象に、合理的配慮の実務、インクルーシブ教育の理念を扱う研修を、受講率100%を目標に実施すべきである。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 学校は、全ての児童生徒の学習状況や生活状況等の情報の把握に努め、一人ひとりのよさや改善すべき点を適切に評価すべきである。個別の事情により評価することが難しい場合は、その理由を保護者に丁寧に説明し、理解を得る必要がある。こうした取組が不十分な場合は、当該校に指導をしている。
- (2) 区では毎年、全校長および副校長を対象に、合理的配慮に関する研修を実施している。実際の事例を基に参加者同士で話し合い、学校として配慮すべきことや、具体的な取組内容等についての知識の向上を図っている。今年度も、ほぼ全員が研修に参加している。引き続き、全ての子どもたちが尊重されるよう取り組んでいく。

◆ ヘイトスピーチへの対応について

【質問】

- (1) 文科省は、ヘイトスピーチの解消を重要な課題として、学校に適切な対応を求めている。しかし、現場からは「どのような言葉が差別か分からない」、「どう対峙していいか戸惑っている」との声もあがっている。

そこで、学習指導案や研修で「何がヘイトスピーチにあたるか」を具体的に扱うとともに、児童生徒・保護者へ「絶対に許されない」ということを周知すべきである。また、子どもがなぜいけないのかを学び、行動につなげていくために、学活の時間などで、具体事例のロールプレイなどを実施すべきである。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) ヘイトスピーチは、特定の人種や民族、国籍などに対して、差別的表現による暴力や攻撃を行うものであり、決して許されるものではない。区では毎年、人権教育研修を各校の担当者に実施していく中で、ヘイトスピーチの実際の事例等も取り上げながら、教員の人権意識の向上を図っている。また、校長や教員の代表で構成される人権教育推進委員会において具体的な推進策を検討し、各学校に提言を行っている。

各学校においては、社会科や道徳科等の授業の中で、差別やヘイトスピーチに関する人権教育を行っている。人種や民族などに対する具体的な差別の事例を紹介し、児童生徒同士で問題点を話し合い、互いに尊重し合おうとする意欲や態度を育てている。

◆ 日本語学級の拡大について

【質問】

- (1) 共生において、外国ルーツの子ども達への日本語指導の充実も不可欠である。区は今年度、外国人児童が最も多く在籍する光が丘春の風小学校で、日本語指導専門の教員を配置した。しかし、指導の対象は当該校の児童のみである。全ての子どもが適切な指導を受けられるためにも、各地域において、他校の子どもも対象とした日本語学級の拠点校を設置すべきである。区の所見を伺う。
- (2) 学校における日本語支援は、中級以降や教科学習への支援が不足している。世田谷区では、拠点校での取り出しや日本語中級・教科補習を土曜・放課後に実施している。練馬区でも中級以降の支援を検討すべきである。区の所見を伺う。
- (3) 近年、外国にルーツのある子どもの不登校も急増している。教員からは「保護者とのコミュニケーションが困難、支援に繋がりがづらい」との訴えが届いている。外国ルーツの子どもの不登校について実態を調査し、適切な支援のあり方を検討すべきである。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 区は、今年度から小学校1校をモデル校として、日本語指導教員を配置したほか、中学生への日本語指導講師の派遣時間の上限を年160時間まで拡充している。また、外国籍生徒が多く在籍する中学校11校に、授業内容をリアルタイムで複数の言語に通訳できる機器を新たに導入するなど、支援の充実に取り組んでいる。日本語学級については、外国籍児童数の動向等を踏まえて、今後の方向性を検討していく。
- (2) 区では、日本語指導が必要な児童生徒の在籍する学校に日本語指導講師を派遣していく中で、児童生徒が日常生活を支障なく送ることを最優先に、平仮名や片仮名、挨拶など基本的な日本語から指導を行い、徐々にレベルを引き上げている。授業で使われる、より難易度の高い日本語については、教員が一人ひとりの習得レベルに応じて個別支援を行っている。
- (3) 各学校では、外国籍の児童生徒も含め、登校に不安を抱えている児童生徒の家庭環境や状況を把握し、スクールソーシャルワーカーや校内別室支援員等を活用した個別支援を行っている。保護者とのコミュニケーションが難しい場合には、英語科

教員等が担任との面談に同席して困り感を聞き取り、必要な支援に取り組んでいる。

◆ 教育費の負担軽減について

【質問】

- (1) 教育費の負担を軽減するため、修学旅行や学用品の無償化の取組を開始する自治体が増加している。練馬区でも「学用品公費・私費負担区分ガイドライン」を作成し、今年度約1億6千万円の予算をつけて、共用できる彫刻刀やそろばんなどの学用品や社会科見学のバス代を公費負担にしたことは前進である。

さらなる学用品等の無償化の拡大と、修学旅行や制服代などの無償化に取り組んでいただきたい。区の所見を伺う。

- (2) 文科省の通知では、学校指定物品に関して「より質が高く低価格の物品の指定に努める」ことや「教材の学校備品化」、「制服の見直しによる安価化やレンタル制度の導入」などに言及している。海老名市では市立中学校で、学校ごとにコンペを実施してジャージを安いものにしたということである。区内全校でも、同様の取組が必要である。区の所見を伺う。

- (3) 就学援助の拡充・改善も負担軽減の取組として重要である。入学準備金は事前支給となったが、修学旅行は7～8万円するにも関わらず後払いである。金額の大きい費目については前払いにするべきである。

また、クラブ活動に必要な用品購入や遠征費などのために、子どもがクラブ活動を諦める事態があってはならない。経済的事情を心配せずクラブ活動に参加できるよう、就学援助の費目を拡充するべきである。あわせて所見を伺う。

- (4) 生活保護の引き下げは違法だと訴えた裁判で、最高裁は「違法」とする判決を下し、国が敗訴している。違法とされた生活保護の引き下げを反映した就学援助の基準は、見直すべきである。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 義務教育であっても、一定の保護者負担は必要であると考えている。生活が困窮する家庭に対しては、生活保護や就学援助などの仕組みにより支援をしている。義務教育に係る費用負担については、自治体任せではなく、本来、国が明確に考え方を示すべきものである。区として、昨今の無償化の競い合いに加わる考えはないが、学校間や学年間で不公平が生じないように、見直しを行うことは必要である。

本年3月、「練馬区学用品公費・私費負担区分ガイドライン」を策定した。学校で共用できるものなどは公費負担とし、児童生徒個人の所有物になるものなどは私費負担とすべきと定め、学校間等の経費の平準化を図った結果、公費負担の対象と

する品目は大幅に拡大した。また、社会科見学のバス代の公費負担を小学5・6年生にも拡大した。現時点で公費負担を更に拡充する考えはない。

- (2) 令和5年に文科省から、通学用服等の適正な取り扱いに関する通知が送付された。通学用服等の購入について、保護者等の経済的負担が過重なものとならないよう取り組むことなどが示されている。これを受け、教育委員会では、安価で良質な標準服等が提供されるよう、複数の販売店間の競争性が機能するよう取り組むこと、複数の販売店から自由に選択し購入できるよう努めることなどについて、毎年、校長会で周知している。

- (3) 就学援助については、申請に基づき、毎年度、前年の所得を審査のうえ認定しているため、例年、7月ごろに認定結果が確定する。認定後であれば、保護者の要望に応じて、修学旅行費の前払いを行っている。認定前に支払うことはできないが、前年に生活保護を受給していた世帯については、認定前でも前払いを行っている。

授業の一環として実施している小学校のクラブ活動については、保護者負担が実費で数百円程度であるため、対象費目の算定根拠とはしていないが、中学校の部活動については、算定根拠として算入し、学校行事費として支給している。

- (4) 生活保護の減額を違法とした最高裁判決を受け、先月、厚生労働省は専門家会議を開催したとの報道があった。今後、国の動向を注視していく。

◆ 学校施設の改築について1

【質問】

- (1) 上石神井小学校と上石神井中学校の改築については、隣り合う2校を同時に行うため、学校行事の実施はもちろん、日々の授業の運営や施設の地域活動への開放などに、できるだけ影響が及ばないようにすることが求められる。教育活動や地域活動に制約が出ないよう、工事期間中における活動場所の確保に努めて頂きたい。区の所見を伺う。
- (2) 改築後の上石神井小学校・中学校は、現在の中学校の敷地に小中一体の校舎と小学校の校庭を、小学校の敷地に体育館と中学校の校庭を配置し、校舎と体育館を渡り廊下でつなぐプランが示されている。このプランについて、改築懇談会では意見があったか。区がこのプランを採用した意図とあわせ、所見を伺う。
- (3) 立野小学校は、本年11月から仮設校舎の建設工事が開始され、改築が本格化する。工事期間中を通じて体育館は存置されるということだが、近隣の立野地区区民館がほぼ同時期に大規模改修工事に着手することから、地域では活動場所が減ってしまうのではないかと懸念の声が上がっている。ぜひ関係所管と連携し、地域の活動に

影響が出ないよう十分配慮することを要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 本年5月に取りまとめた基本設計は、工期の短縮を図るため、小学校と中学校を同時期に改築する工事工程としているが、地域住民や学校関係者で組織する改築懇談会等において、工事期間中の仮設運動場が狭く、教育活動や地域活動へ影響が生じるについて懸念が示された。区は、改めて工事工程を見直し、工事期間中も可能な限り仮設運動場の面積が確保できる方策を検討している。
- (2) 中学校の運動場や体育館は、校舎棟とは道路を挟んだ反対側の敷地に配置し、道路上に渡り廊下を設置する設計となっているが、これらの点について改築懇談会では特段の意見はなかった。現設計は、両校を一体的に整備し、校舎・体育館等を効率的に配置することで、良好な教育環境を確保できるものと考えており、着実に進めていく。
- (3) 改築に当たっては、運動場に仮設校舎を建設するため、工事期間中は運動場の利用には一定の制約がかかるが、学校や地域と調整し、仮設校舎、体育館、仮設運動場も含め、可能な限り地域活動の場として活用できるよう、十分配慮していく。

◆ 学校施設の改築について2

【質問】

- (1) 渋谷区は『新しい学校づくり』整備方針で、教育目標や長寿命化計画などを踏まえた結果、広尾中学校は「学校全体がスタジアムのような一体感を持った学び場にする」デザインをコンセプトに、代々木中学校は「森の学校」をコンセプトにした緑豊かな自然に包まれた解放感と安心感のある校舎にするとのことである。

これから60年以上使われていく校舎を考えたとき、昭和時代のデザインがベースではなく、シンプルだけどおしゃれな校舎や、60年後でも自慢できるデザインであることも重要だと思う。

練馬区の学校の校舎は、「シンプルかつコンパクト」を基本としているが、区が標準化にこだわる理由と、60年後に現状のデザインの学校があることに対してどのように考えているのか、区の所見を伺う。

- (2) 今年の夏も35℃以上になる暑い日々が続き、日本の夏は公園など外では遊べない国になった。室内で遊べる複合施設が必要である。

学校をもっと複合化し、地域における核となる場にしていきたい。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 区立小中学校の半数以上が築50年を経過しており、計画的に改築を行い、適切な教育環境を確保していく必要がある。また、建築費用の高騰や大江戸線延伸による児童生徒数の増、35人学級編制による教室不足への対応等も求められている。そこで区は、コンストラクションマネジメントの手法を導入し、学校改築における標準的な仕様を定めた。

標準化にあたっては、「シンプルかつコンパクト」を基本とし、どの改築校でも同程度の教育環境を確保できる仕様としている。また、避難拠点の機能の確保や、地域住民の利用にも適した施設配置・設備の設置、バリアフリー化やICT化、太陽光パネルと蓄電設備の設置による環境への配慮などにも対応している。時代の変化に合わせ、仕様を見直していく必要はあるが、適切な教育環境を確保し、持続可能な財政運営を維持するため、引き続き標準化を推進していく考えである。

- (2) 学校施設管理実施計画〔中間見直し〕では、改築の際には、周辺施設や新たな区民サービスの機能との複合化を検討することとしている。来年4月に開校するみらい青空学園は、地域包括支援センター、街かどケアカフェ、児童館等を併設することで、子どもから高齢者まで幅広い世代が利用できる施設としている。今後も可能な限り施設機能を集約し、施設規模の抑制・延床面積の削減を図りつつ、地域に必要な機能を備えていく。

◆ 学校のバリアフリー化について

【質問】

- (1) 学校が誰一人排除しない、その実現には施設のバリアフリー化も不可欠である。区のエレベーター設置率は昨年9月時点でもわずか13%、16区が30%以上に達する中で、23区中最下位である。最下位という現状をどう認識しているのかを伺う。
- (2) 区は、「長寿命化改修ではエレベーターの設置は不可能」と説明しており、エレベーターの代わりに階段昇降機を設置するとしているが、低速かつ、オーダーメイドされた車椅子には対応できないなど課題が多く、国の新たな指針では「エレベーターの代替ではない」と明記されている。既存校へのエレベーター設置について、あらためて検討すべきである。区の所見を伺う。
- (3) 本年8月、国は「学校施設バリアフリー化推進指針」を改定し、全自治体に2030年度末までの着実な実現に向けた「整備計画」の策定も求めた。既に半数の区では計画を策定済み、国の方針に基づき、バリアフリー化に関する整備計画を早急に策定すべきである。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 教育委員会では、国の建築物移動等円滑化基準に適合するよう、学校を改築する際にエレベーターの設置を進めており、現在16校に設置している。今後も改築による全校設置に取り組み、エレベーター設置率の向上を目指していく。
- (2) 既存校舎へのエレベーター設置については、長寿命化に適する学校について個別に検討してきたが、校舎の耐震強度に影響を与えること、現行の建築法令に基づく日影規制に抵触すること、設置のための十分なスペースを確保できないことなどから困難である。

国は、技術的な事情等により早期にエレベーターの整備が行えない場合には、当面の措置として、法令適合の段差解消機等の活用も含め対応していく考えも示している。現在、車いす利用者が在籍し、エレベーターがない学校には、全て段差解消機等を設置している。今後、長寿命化改修を行う学校への設置を進めるとともに、車いす利用者の入学予定が分かった段階で、未設置の学校には速やかに設置していく。

- (3) 教育委員会は、これまでも国のバリアフリー化の整備目標を達成するため、バリアフリースイッチ、段差解消のためのスロープ、エレベーター等の設置を行ってきた。国が本年8月に学校施設バリアフリー化推進指針を改定したことを踏まえ、学校施設管理実施計画へこれらの取組を盛り込むよう、既に検討している。

◆ 学校の断熱対策について

【質問】

- (1) 近年の酷暑のもとで学校の断熱強化が求められている。区は改修・改築時に断熱改修を行うとしているが、それでは時間がかかる。改修・改築時以外でも暑熱対策を行い、児童生徒が安心して学べる環境づくりを早期に進めるべきではないか。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 学校の断熱対策は、基本的に改築や長寿命化改修の際に実施しているが、既存校舎の屋上防水改修の際には、断熱に配慮した改修を行うこととしている。また、各学校では、遮熱カーテンなどの設置を進めている。このほか、普通教室の空調機の更新にあわせ、最上階の教室は空調機を2台に増設する方針である。今後も必要な対策に取り組んでいく。

◆ 学校給食について 1

【質問】

- (1) 学校給食が無償化されたが、物価高騰により給食の質の担保が難しくなっている。練馬区の一食当たりの給食費は他区と比べてさほど低いわけではないが、1位の区と比べると100円以上の開きがある。区には約46,000人の小中学生がいるため、年間約9億円の予算で一食100円上乗せでき、給食の質をかなり向上させることができる。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 近年の物価上昇の動向を踏まえ、当初予算において既に学校給食の予算を増額しており、現時点で、給食の内容や質に影響は出ていない。米などの食材価格の上昇が今後も継続する見込みであることから、価格上昇相当分の米を一括して調達し、各学校に配布していく。引き続き、安全で栄養バランスの取れた質の高い学校給食を提供していく。

◆ 学校給食について 2

【質問】

- (1) 物価高騰が続く中、小中学校の給食も大きな影響を受けている。自治体によっては量を減らしたり、米の回数を減らしたりしているとのことである。区の2025年度の給食費は、依然として中学校では23区で14位、最も高い渋谷区とは30%近くの差がある。各校で栄養士の方々が努力しているが、限界がある。練馬区も補正予算を編成して増額すべきである。

また、文京区をはじめ複数の区では、長期欠席・アレルギー等の事由により学校給食の提供を受けることができない児童生徒の保護者に対し、学校給食費相当額を補助する制度を設けている。練馬区でも導入すべきである。区の所見を伺う。

- (2) 区の2023年度の有機農産物の利用実績は0%、23区で最下位である。まずは一括調達しやすい有機米を導入し、全校へ拡大する方針を示すべきである。区の所見を伺う。
- (3) 現在、給食当番で着用した白衣は、各家庭で洗濯やアイロンをすることになっている。しかし、様々な理由で洗濯やアイロンがけが難しい家庭も増えている。家庭科でも自身のエプロンを使用する中で、白衣を使い続ける理由はない。区として、個人エプロンの利用も可とする方針を示すべきである。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 近年の物価上昇の動向を踏まえ、当初予算において既に学校給食の予算を増額し

ており、現時点で、給食の内容や質に影響は出ていない。米などの食材価格の上昇が今後も継続する見込みであることから、価格上昇相当分の米を一括して調達し、各学校に配付していく。

学校給食費の無償化については、これまでも自治体の判断に委ねるのではなく、国が明確な方針を示すよう、特別区長会等を通じて要望してきた。令和6年度から、都が国に先行して公立小中学校の学校給食費の無償化を開始したことを受け、区は、都の補助制度を活用して学校給食費の全面無償化を実施している。また、アレルギー等の理由で学校給食を利用できない児童生徒に対しても、都の補助制度を活用し、学校で食べる弁当代の補助を行っている。都の補助制度は不登校の児童生徒を対象としておらず、現時点で区が独自に補助を行う考えはない。

- (2) 有機米を含む有機栽培作物は、栽培に労力やコストを要すること等から、耕作地面積も令和4年時点で全国の耕作地の0.7%となっており、学校給食の需要に恒常的に対応することは困難である。区は、練馬の魅力である都市農業を活かす取組として、当面は区内生産物使用の拡充を進めていく。国は、有機農業の推進に向けて技術開発を進めるとしており、その動向を注視しながら有機栽培作物の活用の可能性を研究していく。
- (3) 給食の配膳時には、公費で負担した白衣、エプロン等を着用し、衛生的な服装で食器や食品を扱っている。様々な理由により、共有の白衣等の使用が難しい場合には、専用のエプロンの使用を認めるなど、柔軟に対応するよう、既に各校に通知している。

◆ 学校における香害について

【質問】

- (1) 学校における化学物質過敏症対策について、①学校内での香り製品使用に関するガイドラインの策定、②教職員、保護者、児童生徒への教育啓発活動の強化、③児童生徒の居室での換気の徹底の3点を要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 区では、国に先んじて化学物質過敏症に関するリーフレットを作成し、ホームページに掲載しているほか、保健相談所や消費生活センターで配布するなど周知に取り組んでいる。教育委員会では、リーフレットを全区立小中学校に送付し、周知啓発および症状を訴える児童生徒に配慮を求める通知を定期的に発出し、校長会で周知している。症状を訴える児童の保護者からの要望があった学校では、全学年の保護者にリーフレットの配布やメールでの啓発も行っている。また、従来から教室内

のホルムアルデヒド等の濃度測定や換気などを行っている。

柔軟剤等の製品に含まれる化学物質に起因する問題については、製造・販売事業者が責任をもって対応することが基本である。区独自に、学校内での製品使用に関するガイドラインを策定する考えはない。

◆ 子育て施策について

【質問】

- (1) 上石神井第三保育園の移転と地域子ども家庭支援センター関分室について伺う。
都営上石神井アパートの建替え工事期間が何度か延長されたが、両施設の開設日と保育園の保護者や区民への周知をどのように行うのか伺う。
- (2) 上石神井第三保育園の移転後の受入定員は、都の認可手続きが年度当初に限られることから、今年度は現行92名のままと聞いているが、本園をはじめ、周辺の保育園はいずれも、特に1・2歳児の定員がほぼ埋まっているなど、保育需要が高い状況にある。来年度に向けて、本園の受入定員については、1・2歳児を中心に拡充する必要があると考える。区の所見を伺う。
- (3) 地域子ども家庭支援センター関分室をどのように運営するのか、所見を伺う。分室と併設の上石神井第三保育園との連携についても、あわせて区の所見を伺う。
- (4) 9月から、都の補助事業を活用し、区においても、国制度の対象外となっている第一子の保育料が無償化された。認可保育園だけでなく、地域型保育事業や認可外保育施設、低年齢型の練馬こども園や預かり保育を実施する幼稚園の保育料も無償化の対象になると伺っている。今回の無償化の対象となる事業は他にどのような事業があるのか、また、対象世帯への周知をどのように行うのか、区の所見を伺う。
- (5) 「第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画」に掲げられた、「ひろば事業」における、通年午後5時までの実施と1年生の利用開始時期の前倒しについて、取組の進捗状況と全校実施に向けた見通しについて、区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 都が実施している都営住宅の建て替え工事は、今月中に終了する予定である。備品の運び入れなど準備を行い、両施設とも10月27日に開設する。保育園利用者には電子連絡帳を活用してお知らせするとともに、地域子ども家庭支援センター関利用者や近隣町会・自治会など地域の皆様には、チラシや回覧板等により周知していく。
- (2) 上石神井第三保育園は来年度、1・2歳児の定員を9人増やすなど、合計25人の定員増を図る。来年度の入園申し込みに向けて、保育利用のご案内への掲載や区ホームページでの周知など、準備を進めている。

- (3) 現在の利用者や地域子育て団体・機関との関係性を維持し、子育てに関する相談等に一体的に対応するため、地域子ども家庭支援センター関と同一の事業者が運営する。また、保育園が併設されているメリットを活かし、園職員による子育て講座を開催するほか、行事や園庭開放で交流できるように協議を進めている。
- (4) 都の補助事業を活用し、今月から保育施設を利用する第一子の保育料を無償化した。無償化は、保育施設だけでなく、「こども誰でも通園事業」や「1・2歳児の一年保育事業」、「児童発達支援事業等」を利用する児童も対象としている。これらの事業を利用している方には個別にご案内するとともに、区報や区ホームページを活用し、周知に取り組んでいる。
- (5) 1年生の利用開始日の前倒しについては、本年4月から、各小学校の帰宅指導等との調整が整った64校で、給食開始日や1年生の保護者会等にあわせて実施した。保護者会の日に1年生がひろばを利用できるようになり大変便利になったとの声をいただいている。来年度の全校実施に向けて、引き続き調整を進めていく。
- 通年午後5時までの実施については、昨年度6校で試行を行い、今年度は10校まで拡大する。昨年度の試行結果を踏まえ、特に冬場の暗い時間には、スタッフから帰宅する児童への声掛けを徹底するとともに、各家庭でも安全な帰宅方法について、お子さんと良く相談していただくよう周知に取り組み、令和8年度からの全校実施に向けて進めていく。

◆ 学童クラブについて1

【質問】

- (1) 区は現在、ねりっこで4年生以上の受け入れを実施しているが、児童館併設学童などでは行っていない。国の規定では受け入れは6年生までとなっているにもかかわらず、区が原則4年生以上を入室不可としているのか理解できない。すみやかに国基準に則した仕組みに改めるよう要望する。区の所見を伺う。
- (2) 依然としてなくなる待機児童の問題や4年生以上の強い入室希望に照らしても、これまでのねりっこへの詰め込み一辺倒の施策ではなく、既存学童の運営維持と新規設置に向けた保育行政の抜本的な転換が必要だと考える。区の所見を伺う。
- また、小池都知事は2027年度末までに待機児解消を表明している。あわせて区の展望を伺う。
- (3) 国の放課後児童クラブ運営方針では、支援の単位当たりの定員を「おおむね40人以下」と定めているが、区は独自基準により45人と定めている。実際には、区は、自ら定めた45人という定数すら超えてねりっこを運営している。実態の調査報告と

改善を要望する。区の所見を伺う。

- (4) 2029年度から始まる認証学童は、定数基準が「おおむね40人以下」から「40人以下」に規制強化されるとのことである。1人当たりの床面積も現在の1.65㎡から将来的には1.89㎡以上に規制強化される見通しである。

この定数と床面積基準について、区は現在のところ両方とも基準を満たしていないが、認証を受けるために、どのような見通しを持っているのか伺う。

- (5) 区は過去10年で学童の委託化を推進し、現在、児童館学童15施設のうち5施設が委託化されている。小学校に設置されているねりっこは全て運営委託である。

区は、委託化した場合に区の歳費が減少する理由として「委託化された請負事業者は、人件費の観点から指導員の年齢構成が若くなる」ことをあげている。指導員の年齢構成は、新人からベテランまでのバランスが世代継承の観点から見ても重要である。

児童館学童や地区区民館学童の廃止にともない、経験豊富なベテラン指導員が少なくなるとともに、委託化によってベテラン指導員の割合が減ることは二重に保育の質低下をもたらすと考えるが、区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 小学生になると登下校の送迎がなくなるなど、一日の過ごし方が大きく変化する。このため、低学年と高学年では、低学年の入会を優先する必要がある。高学年は、2月下旬の三次申請から、定員に一定の空きがある児童館等併設学童クラブで受け付けることとしており、原則、入会不可としているものではない。

- (2) 区は、ねりっこクラブの早期全校実施を目指して、この十年間で実施校を62校まで拡大してきた。2千500人以上の学童クラブ定員を新たに確保し、待機児童数は、ピーク時の387人から51人へと減少している。

引き続き学童クラブとひろば事業の充実によって、放課後の居場所づくりを推進し、待機児童の解消に取り組んでいく。

- (3) 全ての学童クラブは、条例で定めた支援の単位当たり45人以内の児童で運営している。支援の単位ごとの有資格者の配置、在籍児童数などの詳細についても、毎年5月1日現在で調査し把握している。現場の保育状況は、区職員であるコーディネーターが巡回して確認している。

- (4) 新制度の創設にあたって設置された専門家委員会は、児童一人当たりの面積基準を1.98㎡としたが、各自治体の意見を受けて、都は従来同様に1.65㎡を基準とする要綱を決定した。区立学童クラブは、この基準を満たしている。

支援の単位当たりの「児童の数」は、国の参酌基準「おおむね40人以下」から「10人以上40人以下」へと見直された。要綱における「児童の数」とは、在籍児童

数ではなく、一定期間の出欠状況等から国が示す計算式により算定する。令和6年度の利用実績に基づき試算した結果、この基準も満たしている。

来年度開設するねりっこ学童クラブは、認証基準により事業者を公募し選定を進めている。既存の学童クラブ委託事業者に対しては、制度説明や認証取得に必要な職員配置等の協議を始めており、今後、認証取得に必要な人材確保ができるよう対応していく。

- (5) 区は、学童クラブの委託化にあわせて、経験豊かな区職員を子育て支援課や児童館にコーディネーターとして配置している。担当のねりっこクラブを巡回してスタッフの相談に応じるとともに運営全般への助言等を担っている。また、区主催の研修は、委託学童クラブのスタッフも参加できる制度としており、毎年、多くの委託スタッフが区職員とともに研修を受講しスキルアップしている。こうした取組によって、学童クラブ運営の品質と区民サービスの向上を実現している。

◆ 学童クラブについて2

【質問】

- (1) 東京都は放課後児童クラブの質向上を目指し、独自認証制度を創設する。申請に当たっては、練馬区の場合、有資格者の人員配置、第三者評価時に必要なドキュメント制作にも人手が必要など、人材の不足が課題となっている。放課後児童支援員の資格については、保育士、教師の免許等を保有または2年以上の実務経験の上認定資格研修が必要である。必要な予算措置を講じた上で、人材確保のための対応が急務である。区の所見を伺う。
- (2) 小さな子供が1人で留守番することがないよう、校内の学童クラブに関して、今後も希望者の増大を見越したスペースの確保を早急に、かつ大胆に行うべきである。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 都は、今年度から、従来より手厚い職員配置等を基準とする認証学童クラブ制度を開始し、従来の都型学童クラブ制度は令和9年度末で終了するとしている。都が示した実施要綱の詳細を確認し、来年度開設するねりっこ学童クラブは、認証基準により事業者を公募し選定を進めている。既存の学童クラブ委託事業者に対しては、制度説明や認証取得に必要な職員配置等の協議を始めており、今後、認証取得に必要な人材確保ができるよう対応していく。
- (2) 学童クラブの需要は、学校ごとに異なる。区は、各校の状況に応じて学校と協議し、特別教室のタイムシェアなどを実施するとともに、学校改築や長寿命化改修の

際には、学童クラブ室やひろば室の校舎内整備を進めることで、放課後の居場所を確保していく。

◆ 保育施設の整備について

【質問】

- (1) 区は、平成27年度には「練馬こども園の創設」、28年度には「保育所待機児童ゼロ作戦」の展開を開始し、令和3年には待機児童ゼロを達成した。平成27年を起点にすると、私立認可保育所は65園から148園の2.28倍、小規模保育所は13園から43園の3.3倍と急激に増加した。

入園者の取り合いが生じている地域が現に存在し、特に新たな施設計画となる立野町境界の施設設置者にとっては死活問題であるとの切実な声を聞いている。小規模も大規模も共存できる方策を考えることは、区の責務である。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 育児休業の取得増や休業期間の長期化が進み、0歳児の保育需要が減少し、特に1・2歳児の保育需要が増加している。更に、今月から保育料の第一子無償化が開始され、今後の保育需要に影響があるものと見込んでいる。

0歳児から2歳児までの預かりを基本とする小規模保育所等は、保育需要に応える上で大変大きな役割を果たしている。引き続き、小規模保育所等を修了した園児を、優先的に認可保育所や練馬こども園に受け入れる連携制度の拡充について検討していく。今後とも各事業者の意見を丁寧に向いながら、変化する保育需要に応えられる支援策の充実に取り組んでいく。

◆ 保育園のスキマバイトについて

【質問】

- (1) 全国的に保育士不足が深刻化しており、民間アプリを活用した保育園のスポットワーク、いわゆる「スキマバイト」の活用が拡大している。

保育士による性暴力が深刻化するなかで、国の指針において着替えなどは「初対面の人材に担わせない」ことが前提とされている。また、こども家庭庁は通知で、「スポットワーク人材を保育士定数に充てること、1～2日の短期雇用を長期的に繰り返すことも望ましくない」と明確に示している。

子ども達の安全を守るために第一に、区はより厳格な基準を設け、スポットワーク人材の配置基準への算入を不可にするとともに、着替えや排泄補助などの業務を禁止すべきである。また、区内には半年近くにわたって継続的に募集する園も存在

している。区内の全ての保育所等に対しスポットワークの利用に関する実態調査を行うべきである。あわせて区の所見を伺う。

- (2) 現在、多くの区が保育士への独自支援を行っている。例えば、千代田区、葛飾区、荒川区、足立区などでは、奨学金の返済費用の補助、若手の採用、定着を後押ししている。また、練馬区が実施している宿舍借り上げについても、補助上限を国基準の8万2千円から独自に上乗せしている自治体も存在する。練馬区も他区の状況を参考に、さらなる支援を検討すべきである。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 保育施設に配置される保育士は、国の基準に基づき常勤保育士をもって確保することが原則である。スポットワークにより保育士を採用する保育施設が一部で見受けられることから、国は、本年2月に通知を発出し、取扱いを定めている。

通知では、「スポットワークにより採用された保育士を国の基準上の保育士定数の一部に充てることは望ましくない」とする一方、「病気等のやむを得ない事情により当日の欠勤が急遽出た場合に活用すること等は一概に妨げられるものではないものの、1～2日程度の短期の雇用を長期かつ継続的に繰り返すことは、保育所の運営に当たって望ましくない」としている。

区では、既に当該通知について全保育施設に周知しており、巡回支援を通じて留意点を助言している。今年度、国が実態調査する旨報道されており、動向を注視していく。区が、国と異なる基準を定めることや、活用実態について調査する考えはない。

- (2) 区では、保育士等の就職相談・面接会を開催するなど、保育現場の人材確保を支援している。また、キャリアアップ補助金や職員宿舍借上げ支援事業補助金等を活用した保育士等への処遇改善に取り組んでいる。また、人員体制等において、保育士や看護師等を国の基準に上乗せして配置し、財政的に支援している。

引き続き、事業者の意見を伺いながら人材確保の支援に取り組んでいく。

◆ こども誰でも通園事業について

【質問】

- (1) 区では、現在19か所で「こども誰でも通園事業」を試行実施している。来年度には本格実施となるが、制度を知らない方もいるようである。必要な方に情報が届くよう広く周知すること、受け入れ施設の整備支援強化や保育人材確保に取り組むことを要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 本年7月から、区独自に利用上限時間の拡大や事業者への運営費補助の拡充を行い、試行している。来年度からの本格実施に向け、区報、区ホームページ、SNSなどを活用し、広く事業の周知に取り組んでいく。

私立保育所の一時預かり事業の定員枠の転換等により、現状の職員体制で実施できるようにしている。今後、環境整備の支援についても検討していく。

◆ 子どものショートステイについて**【質問】**

- (1) 区の子どものショートステイの利用状況について伺う。
- (2) ショートステイを利用する8割の方が養育不安という現状から考えると、利用後のケアが大変重要である。近年では、子育ての課題だけでなく家計の問題や教育や介護など複合的な課題を抱えている方も多くいる。複合的な課題にも対応できるよう、体制を強化していくことが必要と考える。区の所見を伺う。
- (3) 近年では、立川市で学校に不審者が侵入する事件や子供の性被害のニュースが多数聞こえてくる。子どもが安全にショートステイで宿泊できるよう、防犯体制の強化が不可欠であると考えます。区の所見を伺う。

【答弁】

- (1) 保護者が疾病、出産、出張などで児童の養育が一時的に困難になった場合や、要支援家庭の養育不安の軽減が必要なときに、児童養護施設等で子どもを預かるショートステイを実施している。令和6年度は、238人、延べ2、751日の利用があり、うち86%が養育不安の軽減を目的とした利用であった。
- (2) 養育に不安を抱える家庭に対しては、子ども家庭支援センターの相談員がショートステイの利用につなげ、利用後も相談員による訪問や面接の中で継続的に状況を確認している。複合的な課題を有する家庭には、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用して、生活サポートセンターをはじめ、保健、福祉などの関係機関とも連携して支援している。
- (3) 各施設では、玄関等を常時施錠しており、施設職員が訪問者を確認のうえ開錠するなど、部外者の侵入を防ぐ対策をとっている。全ての施設に防犯カメラが設置されているほか、定期的に防犯訓練を実施している。また、職員については、採用時等に性犯罪歴の有無の確認や、性加害防止に関する研修を実施している。

令和 7 年 10 月 9 日
教育振興部教育指導課

専決処分の報告について

「区長の専決処分事項の指定について」（平成 4 年 3 月 18 日議決）に基づき、和解の決定について、下記のとおり専決処分したので報告する。

記

専 決 処 分 の 日	令和 7 年 9 月 1 9 日
事 件 の 概 要 等	令和 2 年から令和 3 年にかけて、原告が当時通学していた区立中学校において、部活動からの帰宅中に在校生からいじめを受けたこと、学校が本件いじめを見逃したこと、原告からの本件いじめに関する相談後も当該在校生に対し部活動について退部や参加制限をしなかったことなどから、原告は不登校となり心的外傷後ストレス障害を発症したとして、当該在校生とその保護者および区に対し、連帯して 300 万円の賠償を求め、令和 5 年 4 月 21 日付けで東京地方裁判所に訴訟を提起した。 区は、区以外の被告と弁論手続が分離された後、裁判所から示された和解案に基づき原告との間で和解の合意に至った。
和 解 内 容	1 被告は、本件いじめ問題およびその際の学校の対応について原告とその母（以下「原告ら」という。）が多大な心痛を受けたことに対し、原告らにお詫びする。 2 被告は、いじめ問題を重大な問題ととらえ、「練馬区いじめ問題対策方針」の見直し、「練馬区いじめ対応フローチャート」の作成等の対策を行っているところであるが、今後とも、より当事者に寄り添った対応を行うよう努めるものとする。 3 原告と被告は、本件に関し、何らの債権債務のないことを相互に確認する。 4 訴訟費用は、各自の負担とする。
当 事 者	原告 男性 被告 練馬区

練馬区ねりっこクラブおよび練馬区立学童クラブ
運営業務委託事業者の決定について

令和 8 年度に練馬区ねりっこクラブおよび練馬区立学童クラブの運営業務を委託する事業者を以下のとおり決定したので報告する。

1 新規委託施設（ねりっこクラブ）

(1) 委託事業者名

- ア みらい青空学園ねりっこクラブ
団体名：株式会社東急キッズベースキャンプ
所在地：東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号
- イ 豊溪小ねりっこクラブ
団体名：株式会社グローバルキッズ
所在地：東京都千代田区富士見二丁目 14 番 36 号

(2) 委託期間

- ア 運営業務委託
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- イ 準備委託
令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 再公募施設（ねりっこクラブ）

(1) 委託事業者名

- ア 豊玉小ねりっこクラブ
団体名：株式会社パソナフォスター
所在地：東京都港区南青山三丁目 1 番 30 号
- イ 豊玉第二小ねりっこクラブ
団体名：株式会社明光ネットワークジャパン
所在地：東京都新宿区西新宿七丁目 20 番 1 号
- ウ 北町小ねりっこクラブ
団体名：社会福祉法人北町大家族
所在地：東京都練馬区北町二丁目 17 番 16 号
- エ 石神井西小ねりっこクラブ
団体名：労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
所在地：東京都豊島区東池袋一丁目 44 番 3 号 池袋 ISP タマビル
- オ 大泉第二小ねりっこクラブ
団体名：労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
所在地：東京都豊島区東池袋一丁目 44 番 3 号 池袋 ISP タマビル

- カ 大泉東小ねりっこクラブ
団体名：株式会社学研ココファン・ナーサリー
所在地：東京都品川区西五反田二丁目 11 番 8 号

(2) 委託期間

- ア 運營業務委託
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
イ 準備委託（豊玉小ねりっこクラブのみ）
令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 再公募施設（区立学童クラブ）

(1) 委託事業者名

- ア 石神井町学童クラブ
団体名：株式会社グローバルキッズ
所在地：東京都千代田区富士見二丁目 14 番 36 号
イ 光が丘どんぐり学童クラブ
団体名：株式会社ポピンズエデュケア
所在地：東京都渋谷区広尾五丁目 6 番 6 号
ウ 光が丘すみれ学童クラブ
団体名：株式会社ポピンズエデュケア
所在地：東京都渋谷区広尾五丁目 6 番 6 号

(2) 委託期間

- 運營業務委託
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

4 契約方法

プロポーザル方式による随意契約

5 選定経過

- 令和 7 年 5 月 19 日 第 1 回選定委員会（募集要領・提出書類内容・審査書類等決定）
7 月 1 日 委託事業者募集開始
7 月 9 日 事業者向け説明会
7 月 9 日・10 日・11 日・14 日 事業者向け施設見学会
7 月 31 日 応募書類提出期限（応募事業者数：新規委託施設 7 者、再公募施設 10 者）
8 月 18 日 実地調査（選定委員による応募事業者運営施設の実地調査）

8月26日・9月1日

第2回選定委員会（事業者プレゼンテーションおよび
運営責任者・所長候補者ヒアリング）

9月16日 第3回選定委員会（委託事業者候補決定）

6 委託実績

(1) ねりっこクラブ

令和7年4月1日現在 62 施設

令和8年4月1日現在（予定） 64 施設

(2) 区立学童クラブ

令和7年4月1日現在 4 施設

令和8年4月1日現在（予定） 4 施設

令和 7 年 10 月 7 日
地域文化部地域振興課
福祉部障害者サービス調整担当課

中村橋区民センターの運営再開について

中村橋区民センターは、障害者に配慮した設備の導入など、誰もが利用しやすい施設となるよう、令和 6 年 4 月から大規模改修を実施していた。この度、工事の完了に合わせて、中村橋区民センターの運営を再開する。

1 中村橋区民センター施設概要

- (1) 所在地 練馬区貫井一丁目 9 番 1 号
- (2) 開設 昭和 54 年（築 46 年）
- (3) 敷地面積 3,848㎡
- (4) 延床面積 4,773㎡ 鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 3 階

2 フロア構成および各施設の運営再開日

階数	施設名称	運営再開日
1 階	心身障害者福祉センター	11月17日（月）
	ヘレン中村橋	11月4日（火）
2 階	貫井地域集会所	11月17日（月）
	中村橋地域包括支援センター・街かどケアカフェつつじ	11月17日（月）
	青少年育成第三地区委員会	10月30日（木）
3 階	貫井地域集会所	11月17日（月）
	貫井学童クラブ	12月1日（月）

※地下 1 階は電気室、機械室等。

3 周知

ねりま区報（10月21日号）、区ホームページ、各施設でのポスター掲示、チラシ配布により周知

【案内図】



令和 7 年 10 月 9 日
こども家庭部保育計画調整課

練馬区立保育所運營業務委託事業者の決定等について

練馬区立保育園の運營業務を委託する事業者を以下のとおり決定したので報告する。

1 委託事業者名

春日町保育園

団体名：社会福祉法人貴静会

所在地：東京都町田市常盤町 2970 番地 1

富士見台こぶし保育園

団体名：社会福祉法人石狩友愛福祉会

所在地：北海道石狩市花川南八条三丁目 153 番地 3

石神井町さくら保育園

団体名：社会福祉法人高洲福祉会（既委託事業者）

所在地：千葉県千葉市美浜区高洲一丁目 15 番 2 号

東大泉第二保育園

団体名：社会福祉法人こぶしの会（既委託事業者）

所在地：東京都小平市鈴木町一丁目 148 番地 1

2 委託期間

運營業務委託

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

準備委託（1 および のみ、新規委託園のため実施）

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 契約方法

プロポーザル方式による随意契約

4 選定経過

令和 7 年 3 月 18 日 第 1 回選定委員会（選定方針、審査基準等決定）

4 月 14 日 委託事業者募集開始（春日町・富士見台こぶし保育園）

4 月 17 日 委託事業者募集開始（石神井町さくら・東大泉第二保育園）

- 4月20日 事業者向け園見学会（春日町・富士見台こぶし保育園）
- 4月23日～5月8日
第2回選定委員会（委託対象園視察）
- 4月27日 事業者向け園見学会（石神井町さくら・東大泉第二保育園）
- 5月20日 応募書類提出期限（春日町・富士見台こぶし保育園）
（応募事業者数：春日町9者、富士見台こぶし9者）
- 5月23日 応募書類提出期限（石神井町さくら・東大泉第二保育園）
（応募事業者数：石神井町さくら2者、東大泉第二1者）
- 6月5日 第3回選定委員会（一次審査）
- 7月10日 第4回選定委員会（二次審査）
- 7月24日 第5回選定委員会（春日町保育園に係る事業者プレゼンテーションおよび園長候補者等ヒアリング）
- 7月25日 第6回選定委員会（富士見台こぶし保育園に係る事業者プレゼンテーションおよび園長候補者等ヒアリング）
- 7月31日 第7回選定委員会（石神井町さくら保育園および東大泉第二保育園に係る事業者プレゼンテーションおよび園長候補者等ヒアリング）
- 7月28日～8月8日
第8回選定委員会（応募事業者運営園視察）
- 8月27日 第9回選定委員会（委託事業者候補決定）

5 その他

令和9年度に運營業務委託契約の契約期間満了を迎える貫井第二保育園および光が丘第十保育園は、それぞれ委託を継続し、令和8年度に委託事業者の再公募を行う。

【参考】公共施設等総合管理計画に基づく今後の保育園の運營業務委託計画

委託予定年度	園名（新規委託園）	
令和8年度業務委託	貫井	上石神井
令和9年度業務委託	春日町	富士見台こぶし
令和10年度業務委託	豊玉第三	光が丘第十一
令和11年度業務委託	光が丘第九	大泉学園

令和 7 年 10 月 9 日
こども家庭部青少年課

令和 7 年度練馬子ども議会の開催結果について

1 子ども議員

34 名	(所属校) 区立中学校 (33 校)	33 名
	都立大泉高等学校附属中学校	1 名

2 開催内容

- 学習会 (6 月 28 日、7 月 22 日、25 日、8 月 1 日)
- ・地域調査、提言発表原稿の作成等
意見交換会等 (8 月 1 日)
- ・練馬子ども議会の開会 (議場)
- ・各グループの提言 (案) に対する意見交換 (全員協議会室)
- 子ども提言発表会 (8 月 7 日) (生涯学習センターホール)
- ・各グループの提言発表、教育長による講評

3 グループ名・テーマ・提言内容

	グループ名	May everyone be smiling ~ 君のその笑顔をまもり隊 ~
	テーマ	いじめの原因、理由、早期発見
	提言内容	いじめの発見を早めるための環境づくりについて
	グループ名	The charm of Nerima ~ 広がれ! 練馬の魅力達! ~
	テーマ	東京といえば練馬区と思ってもらうためには
	提言内容	練馬区の魅力を多くの人に知ってもらうための情報発信について
	グループ名	Green-saving,superheros「みどりを救う」
	テーマ	練馬の環境を守る
	提言内容	ごみのポイ捨てを減らすなど、環境改善に向けた取り組みについて
	グループ名	未来に届け ~ みんなの笑顔守り隊 ~
	テーマ	防災 ~ 災害時の行動と避難拠点について ~
	提言内容	子どもや保護者、妊産婦に配慮した避難所などについて

4 報告書

練馬子ども議会報告書を作成し、子ども議員、区議会議員、区内小中学校および図書館等に令和7年12月頃配布するとともに、区ホームページに報告書を掲載予定。